

報道関係各位

「北海道米」をはじめとする4産品が 新たに地理的表示(GI)として登録されました！

～ お米では初登録、輸出拡大にも期待！ ～

農林水産省は、米良糸巻大根(宮崎県)、南関素麺(熊本県)、北海道米(北海道)、淡路島手延べそうめん(兵庫県)を新たに地理的表示(GI)として登録



1. 概要

地理的表示(GI)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取を経て、令和8年3月25日(水曜日)に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。

なお、今回の登録により、日本国内のGI登録産品は167産品になりました。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

| 名称 | 登録生産者団体 | 生産地 (都道府県名のみ) |
|-----------------------|---------------|------------------|
| 米良糸巻大根 | 米良糸巻大根の会 | 宮崎県 |
| 南関素麺 | 南関町関素麺製造業組合 | 熊本県 |
| 北海道米 | ホクレン農業協同組合連合会 | 北海道 |
| 淡路島手延べそうめん ・淡路そうめん | 淡路手延素麺協同組合 | 兵庫県 |

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された産品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて次の GI マーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができます、地理的表示産品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及び GI マークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示（GI）保護制度に基づく新たな登録産品



輸出・国際局知的財産課

担当者：地理的表示企画・推進チーム

代表：03-3501-8111（内線 4284）

ダイヤルイン：03-6744-2062